

令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補給金交付要綱

制定 令和7年3月17日付け 農第1296号

(目的)

第1条 この要綱は、島根県農業経営等緊急対応資金融資要綱（令和2年2月26日付け農第1760号。以下、「融資要綱」という。）別表に定める令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金（以下、「物価高騰対策資金」という。）の融資に係る融資要綱第5条の認定を受けた者のうち、融資認定時に株式会社日本政策金融公庫の農業分野資金の借入残高を有する者（以下、「対象者」という。）が、島根県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）に支払う信用保証料の負担軽減を図り、もって対象者の経営継続を支援することを目的とする。

(信用保証料補給金の交付)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、物価高騰対策資金の債務保証を行った基金協会に対して、予算の範囲内で信用保証料補給金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(信用保証料補給金の率)

第3条 信用保証料補給金の交付の率（以下、保証料補給率という。）は、基金協会が定める保証料率と同率とし、元本の保証残高に対し年0.20パーセント以内とする。

(信用保証料補給金の額)

第4条 県が交付する信用保証料補給金の額は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において、対象者の融資の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に、前条に規定する保証料補給率を乗じて算出した額とする。

(対象者の承認)

第5条 保証料補給を受けようとする者は、取扱金融機関及び基金協会を經由して、信用保証料補給承認申請書（様式第1号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県は、前項の承認をしたときは、保証料補給承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(信用保証料補給金の請求)

第6条 基金協会は、信用保証料補給金を請求しようとするときは、第4条の期間経過後速やかに、令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補給金請求書（様式第3号）に、令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補給金計算明細書（様式第4号）を添えて、県に提出するものとする。

(保証料補給金の支払)

第7条 県は、前条の規定により基金協会から信用保証料補給金の請求があった場合において、適

当と認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(保証料補給金の打切り等)

第8条 県は、資金利用農業者がその責に帰すべき事由により規則、融資要綱又はこの要綱の条項に違反したとき、又は取扱金融機関若しくは基金協会から当該信用保証料補給金に係る物価高騰対策資金の繰上償還の請求を受けたときは、当該資金利用者についての信用保証料補給金を打ち切り、または既に交付した信用保証料補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(調査)

第9条 県は、必要があると認めたときは、物価高騰対策資金の借受者、取扱金融機関及び基金協会に対し必要な調査を実施し、又は報告を求めることができる。

2 物価高騰対策資金の借受者、取扱金融機関及び基金協会は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(書類の保管)

第10条 基金協会は、交付規則第4条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、信用保証料補給金の交付について必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。